

令和3年5月7日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

緊急事態宣言に伴う保育所（園）等の対応について

令和3年5月12日（水）、福岡県が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に指定される見込みです。

指定を受けた地域における保育所（園）等は、国の通知に基づき、感染防止策を徹底しつつ、原則開所（園）いたします。

県下では、新規感染者数が4月中旬以降、20～30代を中心に増加しており、感染の拡大、継続が危惧されています。報告されている変異株については感染力が強く、重症化しやすい可能性も指摘されています。

また、県内の保育所等においては、4月以降、クラスターが複数事例発生しています。

保護者の皆様におかれましては、令和3年4月14日付で依頼いたしました市の通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた保育所の登園について（お願い）」の内容を再度ご確認ください、保育所（園）における感染拡大防止にご理解とご協力をお願いいたします。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた保育所の登園について（お願い）
（令和3年4月14日）